

## 委員会提出議案第 2 2 号

### 学校施設の耐震化の推進に関する意見書

学校施設の耐震化については、先の国会で地震防災対策特別措置法の一部改正が行われ、学校施設の耐震補強事業についての補助率の引上げなどが緊急措置として盛り込まれました。更に、学校施設等の耐震化加速の取組を支援するための予算も計上されたところです。

各地方自治体においては、耐震診断、耐震改修等、積極的な取組が始まっておりますが、極めて厳しい財政状況の下、苦慮している実態があることも事実です。

学校施設は、子どもたちの教育環境として大きな役割が期待されるとともに、災害時には、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことになります。

さいたま市においては、学校施設の鉄筋化を早くから進めてきたため、耐震において旧基準の学校施設が多く残っている現状があります。そのため、学校施設の耐震化は急務であり、できる限り早期に進める必要があります。

以上のことから、国においては、今回の緊急措置に併せて、下記の対策を講じられるよう強く要望します。

#### 記

- 1 地震による大規模災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、すべての公立学校の耐震化を実施するための予算を確保すること。
- 2 地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を行うこと。
- 3 耐震化のための改築事業に要する実際の工事単価と、交付金配分の基礎となる単価との均衡を図り、地方自治体への支援の充実を図ること。
- 4 耐震診断の行われていない施設も多く、耐震診断のみの実施についても補助の対象とすること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日提出

さいたま市議会文教委員会  
委員長 原 田 健 太